



JSG ニュースレター

<Tax>

財政部が公布

「個人による継続的なインターネット上での創作発表 または情報共有に対する営業税課税作業規範」

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は、個人（以下「インフルエンサー」という）が継続的にインターネット（ソーシャルメディア、動画プラットフォーム、オンラインメディアを含むがこれらに限らない。以下「プラットフォーム」という）において創作物を発表または情報を共有する行為に対する営業税の課税規定を明確化するため、加値型及び非加値型営業税法（以下「営業税法」という）並びにその他の関連法令に基づき、「個人による継続的なインターネット上での創作発表または情報共有に対する営業税課税作業規範」（以下「作業規範」という）（中国語：個人經常性於網路發表創作或分享資訊課徵營業稅作業規範）を制定しました。

当該作業規範の適用範囲、期間及び規定のポイントは、以下のとおりです。

- 一、「国内インフルエンサー」の定義を明確にし、以下のいずれかの条件に該当する場合は、本規範の対象とする。
 1. 台湾国内に固定営業場所を設置している場合。
 2. 台湾国内に住所または居所を有している場合。
 3. 使用するコンピュータ設備またはモバイル端末の設置場所が台湾国内にある場合。

4. 使用するモバイル端末に紐づく携帯電話番号の国番号が台湾のコード（886）である場合。
5. また、請求先住所、支払に用いる銀行口座情報、使用する設備または端末のネットワークアドレス（IP アドレス）、端末のユーザー識別番号（SIM カード）等によって判断することも可能。

二、国内インフルエンサーは、以下のいずれかの要件に該当する場合、税籍登記を行わなければならないことを明確に規定。

1. 台湾に実体のある固定営業場所を設置し、営業用の名称（屋号）を掲げている、または販売に対応する人員を雇用している場合。
2. インターネットを通じて販売を行い、その月の売上額が営業税の免税枠を超える場合（現行では、物品販売は新台幣ドル（以下同じ）10 万元、役務提供は 5 万元）。

三、インフルエンサーがパフォーマンスなどの役務をプラットフォームにアップロードし、プラットフォーム事業者に対してそのアップロード内容を利用して広告を配信したり、有料の電子役務を提供したりする権利を許諾する場合、プラットフォーム事業者が広告主や有料視聴者から得る役務収入、及びインフルエンサーがプラットフォーム事業者から得る分配の性質を有する役務収入は、以下の規定に基づき営業税を課さなければならない。

1. 国内プラットフォーム事業者が広告主から役務収入を得る場合

図示	プラットフォーム所在地	広告主所在地	視聴者所在地及び区分	営業税率
	国内	国内	国内及び国外の無料視聴者	5%
国外			国内の無料視聴者	5%
		国外の無料視聴者	0%	

注：上記の国内プラットフォームが、営業税額を査定計算する事業者の場合、適用税率は1%とする

2. 国外プラットフォーム事業者が広告主から役務収入を得る場合

図示	プラットフォーム所在地	広告主所在地	視聴者所在地及び区分	営業税率
	国外	国内	国内の無料視聴者	5%
国外				

注：国外プラットフォーム事業者が国内の広告主から役務収入を得た場合、視聴者の所在地が国外にあるときは、広告配信役務の提供地及び広告視聴・配信役務の使用地がいずれも国外となるため、台湾の営業税の課税範囲外となる。

3. プラットフォーム事業者が有料視聴者から役務収入を得る場合

図示	プラットフォーム所在地	視聴者所在地及び区分	営業税率
	国内	国内の有料視聴者	5%
		国外の有料視聴者	0%
	国内	国内の有料視聴者	5%

注：上記の国内プラットフォーム事業者が営業税額を査定計算する営業者の場合、適用税率は1%とする

4. 国内インフルエンサーがプラットフォーム事業者から分配の性質を有する役務収入を得る場合

図示	インフルエンサー所在地	プラットフォーム所在地	視聴者所在地及び区分	営業税率
	国内	国内	国内、国外の有料または無料視聴者	5%
		国外	国内の有料または無料視聴者	
		国外	国外の有料または無料視聴者	0%

注：上述の国内インフルエンサーが営業税額を査定計算する営業者の場合、適用税率は1%とする

5. 国外のインフルエンサーがプラットフォーム事業者から分配の性質を有する役務収入を得る場合

図示	インフルエンサー所在地	プラットフォーム所在地	視聴者所在地及び区分	営業税率
<p>国外インフルエンサー → 国内プラットフォーム → 国内視聴者</p>	国外	国内	国内の有料または無料視聴者	5%
<p>国外インフルエンサー → 国外プラットフォーム → 国内視聴者</p>	国外	国外	国内の有料または無料視聴者	法に基づき営業税を課すべきであるが、国外インフルエンサーについては税籍登記及び営業税の申告・納付を免除

注：国外インフルエンサーが国内のプラットフォーム事業者から分配の性質を有する役務収入を得た場合、その収入が国外視聴者に由来するときは、インフルエンサーのパフォーマンス役務の提供地、視聴及び使用する場所がいずれも国外となるため、台湾の営業税の課税範囲外となる。

四、プラットフォーム事業者及びインフルエンサーが、規定に従って税籍登記を行わない、または営業税の申告・納付を行わないなどの違反行為をした場合は、税務調査徴収法（中国語：税捐徴収法）、営業税法及びその関連規定に基づき処理しなければならない。

五、財政部は、新制度の施行初期において、インフルエンサーやプラットフォーム事業者が関連規定を十分に理解していないことが懸念されるため、2025年9月10日から2026年6月30日までを指導期間と定めた。当該期間中に、インフルエンサーやプラットフォーム事業者が規定どおりに税籍登記を行わず、統一發票を発行・交付しない、または営業税の申告・納付を行わない場合であっても、営業税法第45条、第51条、第52条及び税務調査徴収法第44条の規定に基づく処罰は免除される。

勤業衆信の見解

財政部は、「個人による継続的なインターネット上での創作発表または情報共有に対する営業税課税作業規範」を発表し、同規範において「国内インフルエンサー」の定義を明確にし、その営業税課税に関する具体的な規定を示しました。財政部は、本規定の周知を目的として2026年6月30日までを指導期間と定め、この期間内に税籍登記や営業税の申告・納付を規定どおりに行わなかった場合でも処罰を免除するとしています。しかし、本作業規範は主に現在の新興産業に対する課税を重視するものであり、指導期間の終了に伴い、インフルエンサーやプラ

プラットフォーム事業者の税務遵守は一層強化されることが予想されます。そのため、各インフルエンサーやプラットフォーム事業者は、最新の作業規範に対応するために専門家の助言を求めることが推奨されます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っていません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2025 勤業紈信版權所有 保留一切權利